

お知らせ

「信州 山の日」の制定について

長野県では、平成26年度から「信州 山の日」を制定し、改めて長野県の山への感謝の気持ちを持ち、「山の恵み」を守り育てながら活かしていくさまざまな取り組みを進めていこうと考えています。初年度となる平成26年度の「信州 山の日」は7月27日になります。

- (1) 「信州 山の日」：7月の「第4日曜日」です。
- (2) 「信州 山の月間」：7月15日から8月14日まで（1か月間）です。
- (3) 「山の日」を契機とした取り組み：「山の恵み」に関し「親しむ・学ぶ・守る」という視点から「山を活かす」取り組みを、県の部局 連携により、県民、市町村、関係団体及び企業等の協調・協力を得て推進します。

長野県で開催される第67回全国植樹祭について

- (1) 開催時期：平成28年（2016年）春季
- (2) 開催理念：①植えて・育て・利用する「森林・林業のサイクル」を、取り戻そう②森林や身近な緑の恩恵を、もう一度見つめ直そう③森林と共に生きる人々の思いを、伝えよう—という三つの開催理念に基づき、長野県から始まる「森林を活かし 森林に生かされる私たちの豊かな暮らし」を全国の皆様にお伝えします。
- (3) 開催会場：①植樹会場は、メインとなる記念植樹会場の他、県民植樹会場を県内複数箇所に設けます。②式典会場は、長野市オリンピック記念アリーナ エムウェーブとなります。

放射性物質による山菜や野生きのこ等に係る規制について

平成26年3月1日現在の自粛又は検査の要請は次のとおりとなっています。佐久地方事務所としましては、今後も安全性の確認に必要な検査を国、市町村と連携しながら実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、規制区域は変更されることがありますので、詳細は長野県ホームページをご確認ください。

- (1) 山菜（コシアブラ・タラノメ）：軽井沢町で発生したコシアブラ及びタラノメは取らない、食べない、販売しないでください
- (2) 野生きのこ：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、南牧村で発生した野生きのこ、取らない、食べない、販売しないでください。国から出荷制限が要請されております。 ※この要請は、栽培きのこに対するものではありません。
- (3) 野生獣肉：軽井沢町、佐久市、御代田町で捕獲された野生獣の獣肉については食べない、販売しないでください。
- (4) 薪・木炭：（検査の必要な地域）当面の間、御代田町、軽井沢町、北相木村及び「佐久市、佐久穂町の千曲川以東」の立木で薪及び木炭を生産し、流通、使用する場合は、放射性セシウムの測定を行い、安全を確認してください。
※当該薪及び木炭等の燃焼により生じる灰の食品としての加工及び調理への利用の自粛も併せてお願いします。
- (5) きのこ原木：放射性物質濃度等の条件が一定以下のものは、自県内に限り使用可となっています。

【編集・発行】 長野県佐久地方事務所林務課

〒385-8533 佐久市跡部65-1 長野県佐久合同庁舎内
HPアドレス <http://www.pref.nagano.lg.jp/xtihou/saku/>

電話 0267-63-3154 ファクシミリ 0267-63-3195
メールアドレス sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp